

寒川町告示第49号

寒川町予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成27年5月11日

寒川町長 木村俊雄

寒川町予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示

寒川町予防接種事故災害補償規程(昭和 62 年寒川町告示第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号ア中「4,210 万円」を「4,310 万円」に改め、同号イ中「4,210 万円」を「4,310 万円」に、「2,803.1 万円」を「2,869.8 万円」に、「2,140 万円」を「2,190.9 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の寒川町予防接種事故災害補償規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた災害補償については、なお従前の例による。